

事 務 連 絡

平成25年4月16日

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

都道府県喀痰吸引等登録状況事務調査について

平素より、喀痰吸引等関係登録事務等にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「施行通知」という。）の第9その他一(2)において、喀痰吸引等登録実施状況の報告を行うこととしていますが、平成25年度分の調査を実施するにあたり、報告書の様式を別紙のとおり改めました。つきましては、御多忙中のところ大変恐縮ですが、各調査項目について、4月1日時点での登録状況を平成25年5月31日（金）までにEメールにてご報告いただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

主査 高宮（内線2867）

室長補佐 谷内（内線2848）

電話：03-5253-1111

都道府県喀痰吸引等登録実施状況報告書

都道府県名						
1. 担当部署	部署名		区分			
			不特定多数の者		特定の者	
			研修事務	登録事務	研修事務	登録事務
2. 登録特定行為事業者	事業所種別					計
	事業所種別	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所				事業所
		障害者自立支援法関係・児童福祉法(障害児)関係の施設・事業				事業所
		生活保護法関係の施設・事業所				事業所
		その他				事業所
	実施する特定行為種別	口腔内の喀痰吸引				事業所
		鼻腔内の喀痰吸引				事業所
		気管カニューレ内部の喀痰吸引				事業所
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養				事業所
		経鼻経管栄養				事業所
3. 登録研修機関	登録研修機関名		研修区分別受講予定人数			
			第1号研修	第2号研修	第3号研修	計
			人	人	人	人
			人	人	人	人
			人	人	人	人
			人	人	人	人
			人	人	人	人
4. 認定特定行為業務従事者認定証	第1号研修	総数				件
		(うち、人工呼吸器装着者)				件
	第2号研修	総数				件
		(うち、人工呼吸器装着者)				件
	第3号研修	総数				件
	経過措置	総数				件
		(うち、①通知対象者)				件
		(うち、②通知対象者)				件
		(うち、③通知対象者)				件
		(うち、④通知対象者)				件
		(うち、⑤通知対象者)				件
		(うち、⑥通知対象者)				件
		(うち、⑦通知対象者)				件
(うち、⑧通知対象者)				件		

(別紙)「登録特定行為事業者」事業所別登録数

1. 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業

訪問介護	事業所
訪問入浴介護	事業所
通所介護	事業所
短期入所生活介護	事業所
特定施設入居者生活介護	事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所
夜間対応型訪問介護	事業所
認知症対応型通所介護	事業所
小規模多機能型居宅介護	事業所
認知症対応型共同生活介護	事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所
地域密着型介護老人福祉施設	事業所
複合型サービス	事業所
介護老人福祉施設	事業所
介護老人保健施設	事業所
上記以外の施設・事業	事業所
小計	0 事業所

2. 障害者自立支援法関係・児童福祉法(障害児)関係の施設・事業

居宅介護	事業所
重度訪問介護	事業所
行動援護	事業所
同行援護	事業所
重度障害者等包括支援	事業所
生活介護(※)	事業所
短期入所(医療型短期入所を除く)	事業所
共同生活介護(ケアホーム)	事業所
自立訓練(機能訓練)(※)	事業所
自立訓練(生活訓練)(※)	事業所
宿泊型自立訓練	事業所
就労移行支援(※)	事業所
就労継続支援A型(※)	事業所
就労継続支援B型(※)	事業所
共同生活援助(グループホーム)	事業所
障害者支援施設(昼間サービスとして生活介護を行うもの)	事業所
障害者支援施設(昼間サービスとして生活介護を行わないもの)	事業所
児童発達支援(医療型児童発達支援を除く)	事業所
放課後等デイサービス	事業所
障害児入所施設(医療型障害児入所施設を除く)	事業所
上記以外の施設・事業	事業所
小計	0 事業所

(※) 障害者支援施設の昼間サービスを含まない

3. 生活保護法関係の施設

救護施設	事業所
更生施設	事業所
上記以外の施設・事業	事業所
小計	0 事業所

4. その他

特別支援学校	事業所
保育所	事業所
上記以外の施設・事業	事業所
小計	0 事業所

(記載上の注意事項)

注1: 暫定登録は「1」～「4」及び「(参考1～2)」について、最終登録は「2」～「4」について記載してください。

注2: 「1」中、区分欄については該当する業務に「○」を付してください。

注3: 「2」中、「登録特定行為事業者」の事業所種別ごとの登録数は別紙に記入してください。

注4: 「3」は、登録研修機関毎に、適宜、行を追加し記載してください。

注5: 「4」中、経過措置については、以下の①～⑧通知の区分毎に申請時の区分を元に記載してください。

①ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について(平成15年7月17日医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知)

②盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知)

③在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて(平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知)

④特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成22年4月1日医政発0401第17号 厚生労働省医政局長通知)

⑤介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)

⑥平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について(平成23年10月6日老発1006号第1号 厚生労働省老健局長通知)

⑦介護職員によるたんの吸引等の試行事業(特定の者対象)

⑧平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)の実施について(平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

注6: 「(参考1)平成24年度予算事業関係」は、平成24年4月1日現在の各都道府県の計画を元に記載してください。

なお「研修対象予定者数」には、平成23年度研修事業の研修修了者であって、引き続き平成24年度研修事業の対象となる予定の者を含め記載し、平成23年度研修事業の研修修了者については、全体数の後ろに括弧書きで記載してください。

注7: 「(参考2)手数料関係」は、「新規登録手続き」や「更新手続き」など手数料の徴収が発生する事務毎に、適宜行を追加し記載してください。

また、条例等で金額を定めた場合には、「関連規定」に条例等の名称を記載してください。